

ID: 173

担当部署: 地域整備課

処分の概要	家賃の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町営住宅条例 第18条第1項及び第4項
例 規 番 号	平成9年条例第20号
<p>【基準】</p> <p>第15条、第18条、第40条及び第41条の規定による。</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第15条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合にはその更正後の収入。第30条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、町営住宅入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第18条 町長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項による明渡しの請求があったときは明渡し請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明渡した日)までに、その月分を町長の発行する納入通知書により納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。</p> <p>4 入居者が第42条の規定する手続きを経ないで住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日まで家賃を徴収する。</p> <p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第40条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第41条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除去に伴い、当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終家賃を超えることになり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	

備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日